



島根県報

令和6年4月5日（金）

第 5 0 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の認定	（医 療 政 策 課）	2
応急入院指定病院の指定	（障 がい 福 祉 課）	2
県営土地改良事業計画の決定（3件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	3
公有水面埋立ての竣功認可	（河 川 課）	4

【公 告】

公共測量の終了（3件）	（技 術 管 理 課）	6
-------------	-------------	---

【人委規則】

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則		7
------------------------------	--	---

告 示

島根県告示第250号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定期 間
大田市立病院	大田市大田町吉永1428番地3	令和6年3月30日から 令和9年3月29日まで

島根県告示第251号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項に規定する精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	指 定年月日
医療法人青葉会 松江青葉病院	松江市上乃木5丁目1番8号	令和6年4月1日

島根県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
西長江地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
-------	-------------	-------	-------

安城地区区画整理事業（県営農地中間管理 機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
------------------------------------	--------------	------------	-------

島根県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
里坊地区区画整理事業（県営農地中間管理 機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第255号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂1082-2から1082-5まで、1082-7、1082-8、1082-10、1082-13、1082-15、1082-17、1083-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第256号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町池田字粟畑ケ1556-1、字下モ谷1563、字オノ峠2674-1、字榎原2727、字西田山2861-2、2861-8、2861-9、字高丸2902-29

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第257号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月5日

島根県知事 丸山達也

1 竣功認可の年月日

令和6年3月14日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県松江市東出雲町揖屋地内堤及び道の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点を順次結んだ線及び1の地点と15の地点を結ぶ1級河川斐伊川高水位（H. P + 1.30）により囲まれた区域

1の地点 小倉三等三角点（北緯35度24分41秒，東経133度10分14秒）から315度24分29秒、3070.62メートルの地点

2の地点 1の地点から354度45分04秒、1.52メートルの地点

3の地点 2の地点から6度02分17秒、0.58メートルの地点

4の地点 3の地点から3度23分04秒、1.69メートルの地点

5の地点 4の地点から357度54分56秒、1.79メートルの地点

6の地点 5の地点から352度42分16秒、1.53メートルの地点

7の地点 6の地点から350度17分13秒、7.39メートルの地点

8の地点 7の地点から1度36分29秒、2.04メートルの地点

- 9の地点 8の地点から350度13分17秒、0.40メートルの地点
10の地点 9の地点から80度13分16秒、0.40メートルの地点
11の地点 10の地点から350度20分00秒、0.38メートルの地点
12の地点 11の地点から81度37分32秒、1.35メートルの地点
13の地点 12の地点から78度52分36秒、1.12メートルの地点
14の地点 13の地点から76度59分36秒、4.65メートルの地点
15の地点 14の地点から75度33分58秒、2.26メートルの地点

イ 第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び16の地点と40の地点とを結ぶ1級河川斐伊川高水位（H. P + 1.30）により囲まれた区域

- 16の地点 原点から314度13分11秒、3156.58メートルの地点
17の地点 16の地点から90度49分32秒、10.06メートルの地点
18の地点 17の地点から90度45分30秒、10.01メートルの地点
19の地点 18の地点から90度44分31秒に、10.01メートルの地点
20の地点 19の地点から90度43分41秒、10.01メートルの地点
21の地点 20の地点から90度43分28秒、10.02メートルの地点
22の地点 21の地点から90度33分42秒、9.89メートルの地点
23の地点 22の地点から90度05分07秒、8.98メートルの地点
24の地点 23の地点から88度54分34秒、8.91メートルの地点
25の地点 24の地点から88度03分30秒、4.18メートルの地点
26の地点 25の地点から86度36分12秒、4.82メートルの地点
27の地点 26の地点から84度43分16秒、5.90メートルの地点
28の地点 27の地点から83度01分04秒、3.37メートルの地点
29の地点 28の地点から83度38分24秒、1.42メートルの地点
30の地点 29の地点から170度24分50秒、0.23メートルの地点
31の地点 30の地点から80度18分07秒、0.40メートルの地点
32の地点 31の地点から170度17分13秒、0.40メートルの地点
33の地点 32の地点から158度59分34秒、2.04メートルの地点
34の地点 33の地点から170度16分53秒、7.39メートルの地点
35の地点 34の地点から174度14分12秒、1.62メートルの地点
36の地点 35の地点から182度07分13秒、1.62メートルの地点
37の地点 36の地点から186度12分50秒、0.59メートルの地点
38の地点 37の地点から197度21分06秒、1.52メートルの地点
39の地点 38の地点から186度04分29秒、3.10メートルの地点
40の地点 39の地点から276度04分13秒、1.13メートルの地点

(3) 面積

- 第1工区 44.00平方メートル
第2工区 483.42平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 免許の年月日及び番号

平成30年12月25日 指令第75号

平成30年12月25日 指令水振62号

6 縦覧場所

松江市役所

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月25日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

令和5年10月5日から令和6年3月15日まで

3 作業地域

出雲市内神戸川沿線

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月22日に終了した旨中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、路線測量）

2 作業期間

令和6年1月22日から同年3月6日まで

3 作業地域

出雲市灘分町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月25日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和5年5月25日から令和6年3月8日まで

3 作業地域

出雲市及び雲南市地内

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月5日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第11号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「警察官採用試験」の次に「（次号に掲げる採用の選考に係る試験を除く。）」を加え、同項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「中山間地域研究センター企画情報部」の次に「地域研究科」を加え、「（地域研究スタッフに限る。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 警察官の職（警察官（再採用）採用選考試験により任用されるものに限る。）への採用の選考

第2条第3項中「第7号」を「第8号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。